

(二〇二〇年度一般入試B問題)

国語問題 (六〇分) (この問題冊子は九ページである。)

受験についての注意

- 一、監督の指示があるまで、問題を開いてはならない。
- 二、携帯電話・スマートフォンの電源は切ること。
- 三、時計に組み込まれたアラーム機能、計算機能、辞書機能などを使用してはならない。
- 四、試験開始前に、監督から指示があったら、解答用紙の受験番号欄の番号が自分の受験番号かどうかを確認し、氏名を記入すること。
- 五、解答用紙は三枚ある。解答は解答欄に記入し、その他の部分に何も書いてはならない。
- 六、監督から試験開始の合図があったら、この問題の冊子が、上に記したページ数通りそろっているかどうか確かめること。
- 七、筆記具は、H、F、HBの黒鉛筆またはシャープペンシルに限る。万年筆やボールペンなどを使用してはならない。訂正する場合は、消しゴムで丁寧に消すこと。消しすぎはきれいに取り除くこと。
- 八、解答用紙を折り曲げたり、破ったりしてはならない。
- 九、試験時間中に退場してはならない。
- 十、問題冊子と解答用紙を持ち帰ってはならない。

以上

以下の文章を読み、設問に答えなさい。

グローバリゼーションとダイバーシティという言葉は、どちらもここ数年の間に外来語として日本語の中に定着しつつある。グローバリゼーションとは、「地球化」、「世界化」などと訳され、ヒト、カネ、モノ、情報が、国境を越えて地球規模で移動し、様々な関係を生み出すさまをいう。一方、ダイバーシティは、年齢、性別、人種、国籍、宗教、性的指向などの生物的、文化的多様性を表す。グローバリゼーションとダイバーシティによって引き起こされた諸々の現象は、今や私たちの日常生活の至るところに見ることができ、様々な問題を提示している。

(あ)、グローバリゼーションをヒトの移動という観点から見よう。年末やゴールデンウィークなどの長期の休みには、日本から出国した人の数がニュースになる。例えば、二〇一九年一月から九月までに、日本から他の国へ出国した人数は前年度より七・四%増えて一七五万人、つまり一年間に二〇〇万人近い人々が国境を越えて海外へ出ていることになる。さらに年末やゴールデンウィークのような(1)休暇を利用して、比較的短期間海外へと出て行く移動ではなく、長期間海外に滞在する在外邦人の数も年々増加し、約一三五万人に上る。

日本に外国から人が入ることを、最近はいンバウンドと呼ぶ。こちらは、海外から日本を訪れる旅行者を指すことが多いが、この訪日外国人旅行者もヒトの移動であると同時に日本に経済効果をもたらすカネの移動でもある。観光目的ではないもう一つのヒトの移動は、仕事を求めて日本に来る外国人だ。ここ一〜二年の間に、都内ではコンビニエンスストアで働く外国人が目立つようになり、日本人の店員の方がむしろ珍しいくらいの地域もある。二四時間、ほしいものがいつでも手に入るコンビニエンスストアの営業もいまや外国人に頼らなければならないほど、人手不足は深刻だ。他にも見えないところで、外国人の労働力なしには産業が成り立たない分野が多くある。

(い)、なぜ、そのようなことが起こっているのか。人手不足の根本的な要因は、人口減少と少子高齢化に代表される日本国内の問題であること

は言うまでもない。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」（平成二四年）によれば、二〇二〇年代には六六〇万人、二〇三〇年代には八三〇万人、二〇四〇年代には九二〇万人の人口減少が予測されており、加速度的に人口が減少する可能性がある（注¹）。人口減少は単に日本の総人口が減少するだけではなく、日本の人口構造に大きな影響を与える。日本の人口ピラミッドは、すでに少子高齢化により若者に比べ高齢者が多い逆ピラミッド型になりつつある。加速度的な人口減少により、若者の減少と高齢者の急増という人口構造の変化が進むと、経済や福祉、医療、教育分野などの根幹が崩れる恐れがあることが指摘されている。さらに、人口に占める世代の割合のいびつさは地方に深刻なダメージを与えることから、人口減少にどう歯止めをかけるかは日本の将来にとって（ア）きつきんの課題であると言える。

令和元年、日本の将来に大きな影響を及ぼす可能性のある法律が二つ制定された。ひとつは、二〇一九年四月に施行された新たな外国人人材の受け入れを推進する法律だ。「改正入国管理法（改正入管法）」と呼ばれるもので、日本人の労働力が不足する農業、漁業、飲食料品製造、外食等の分野で、今後五年間に三四万五千人の外国人労働者を受け入れることを可能にする法律である（注²）。これまでも技能実習生という形で人手の足りない分野で外国人の就労を認めてきた。この制度自体がうまく機能していたかどうかの検証も十分になされないまま、今度は本格的に外国人労働者を受け入れることになったのだ。農業、林業、水産業などの第一次産業から、介護などの医療、ビル清掃や空港の仕事などのサービス業を中心とした第三次産業まで、あらかじめ決められた一四業種を対象に「特定技能一号」という在留資格（就労ビザ）を出すことになった。そのビザは最長五年までの延長が可能となり、その先には「特定技能二号」というビザがあり、技能的に優れた人には家族帯同が可能になるといふものだ。これまでとの違いは、外国人労働者の日本での生活支援についても国主導で行う点である。

もうひとつは、二〇一九年六月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」である。この「日本語教育推進法」が施行されるに至った背景には、外国人受け入れの拡大に伴い日本で暮らす外国人のための日本語教育についても同時に考えるべきだ、ということがあった。この法律が制定された目的について、文化庁ホームページには以下のように記されている。（注³）

この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活および社会生活を国民と共に（イ）えんかつに営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とすること。

日本で難民及び出入国管理法（入管法）が改正されたのは、一九九〇年以来およそ三〇年ぶりである。一九九〇年の入管法改正では、日系三世とその配偶者等に対し就労制限のない在留資格を与えることで、バブル期の労働力不足を補ってきた。これまで、①日本|政府は移民政策に対して非常に慎重な姿勢をとり、「移民」という言葉の使用を避け、彼らに対しても「定住外国人」という言葉を使用してきたのだ。しかし、「国内に一年以上滞在する外国人」は国際的な尺度では「移民」とされる。日本政府が「移民」ということばを避けようとする意図に反し、日本への流入外国人数は、経済協力開発機構（OECD）加盟国中第五位（二〇一四年）となっているという（注4）。

「定住外国人」という（2）恣意的なカテゴリーのまま、既に四半世紀が過ぎ、日本で生まれた子どもたちが新たな家族を持つ時代になりつつある。そういう意味では、日本は既に日系人や一部難民の受け入れに対し、ある程度の歴史と社会統合の経験を持つともいえる。しかし、二〇一九年以前は、定住外国人に対する日本語教育については、自治体や地域のボランティアなどに依存する形で行なうだけだった。また、日本で生まれた子どもたちや親に帯同して渡日した学齢期の子どもたちへの日本語教育にもつい最近まで、対処的なものになりがちであった。そのような過去の経緯からすると、今回の改正入管法と同時に日本語教育推進法が施行されたという点は評価できるのかもしれない。

（A）「我々は労働力を呼んだ。だがやってきたのは人間だった」とは、五〇年以上前のスイスの作家マックス・フリツシュの言葉だそうだ（注5）。

スイスは現在外国人比率が四分の一と非常に高いが、外国人との共生がうまくできている国であると言える。第二次世界大戦後まもなく、労働力不足に陥ったスイスはイタリアなどから労働者を受け入れたが、彼らは、独自の言語や文化やアイデンティティをスイスに持ち込んだため、様々な意味でホスト国の文化や社会に影響を与える結果となった。人の移動は、多くの場合長期化し、実質的には定住化することがよくある。ホスト国で次世代が誕生すると、当初は帰国を前提としていたとしても、そうはならないケースが多い。日本は多様な背景を持つ、文字通りダイバーシティを持った人々と共生していくことに、これから真剣に取り組んでいくことになる。

(う)、グローバル化の波と共に多様な人々との共生に取り組んできた地域もある。二〇〇一年、先の入管法改正から十年後、浜松で「外国人集住都市会議」が開催された。会議には一三都市が加盟しているが、これらの一三都市が所在するのは、愛知県、岐阜県、静岡県、長野県、埼玉県の六県に留まる。つまり、その他の県では外国人といえ、留学生、技術研修生などが中心で、「定住外国人」と言われる人々の数は少ないということになる。改正入管法は地方の人手不足を補う役割がむしろ大きいことから、今後地方都市において外国人の増加が見込まれるため、さまざまな自治体が新たな局面を迎えることになるが、果たして大丈夫なのだろうか。外国人集住都市会議に参加する自治体は独自に多文化共生に取り組んできた。二〇〇九年十二月に上田市で開催された会議でまとめられた「うえだ宣言」では、はじめて外国人の子どもを対象とした日本語教育環境の強化が謳われ、「子どもへの教育を地方自治体と国が責務として負い、教育機関・保護者と力を合わせて取り組むこと」や、「国籍や年齢によらず、すべての子どもに教育への権利を保障すること」を義務とする、「日本語や母語に対する学習への支援があつてはじめて教育への権利が公平に保障される」等の文言が組み込まれた(注6)。この宣言は、日本で育つ次世代の教育を保障することについて、行政機関が共通の認識を持った点で画期的とも言える。移民次世代の社会統合は多文化共生を進める日本の将来にとって、大きな(a)を秘めた事柄であるからだ。

(え)、外国人労働者を受け入れてきたのは日本だけではない。海外に目を向けると、移民を数多く受け入れてきた国々がある。例えば、ドイツは日本と同様、第二次世界大戦後に(ウ)きょういてきな速さで(エ)ふつこうを果たしたことで知られている。ドイツの経済発展には外国人移民

も大きな役割を果たしてきた。ドイツでは、五〇年代から七〇年代まで、トルコやギリシア、イタリア等から「ゲスタアルバイター」という外国人労働者を受け入れた。当初数年で帰国すると考えていたものが、多くはドイツに定住することになり、二〇〇〇年代には人口の一割を外国人が占めるまでになったにもかかわらず、ドイツも日本と同様、ドイツ生まれの外国人に国籍を付与することなく、「ドイツは移民国家ではない」という立場を長年とっていた。しかし、ベルリンの壁崩壊後、一九世紀以来の血統主義の国籍法を廃止し、ドイツ生まれの外国人の子どもにドイツ国籍を認める新国籍法を成立させた。また、二〇〇〇年代になって移民とドイツ人の間の分断が問題になり、移民法を見直すことになった。そして、ドイツに住む移民に対して一定のドイツ語力を要求し、そのためのドイツ語学習の機会を国が提供した。しかし、この政策は必ずしも成功しているとは言えない。なぜなら、既に、居住区の棲み分けが進み、生活にドイツ語の必要がない地域に住んでいる成人のあいだでは、いままらドイツ語を学ぼうとするモチベーションは低く、コースを修了できる人の割合が期待したほどにはならなかったのである。メルケル首相が「統合の失敗」に言及するという一幕もあり、現在もドイツは社会統合を(3)模索している。

他にも、外国人の力を積極的に活用する政策をとってきた国がある。南半球に位置するオーストラリアという国を知っているだろう。日本人が訪れたい国の上位に上ることも多く、豊かな自然やフレンドリーな国民性で知られている。しかし、オーストラリアは、一九世紀末まで「白豪主義」を取り、有色人種に対する顕著な差別が存在した。その後、先住民や移住者など多様な文化を持つ住民との共生を目指す政策に切り替えた。「多文化主義」への(オ)てんかんは、人道的な目的からというよりは、国の経済発展のために、人口を増やすことが持続可能な発展にとって(4)必須であると考えてのことである。しかし、労働力として移民を受け入れただけでは、民族間の分断は解決することはできないし、元々いたオールドカマーと新たに移民してきたニューカマーの間に新たな階層差を生んでいく可能性もある。オーストラリアは生地主義を取っており、国内で生まれた人々にはオーストラリア国籍が自動的に与えられる。そうすると、次世代をいかにオーストラリア社会に統合していくかは、国の将来にとって最重要課題のひとつとなる。そこで力を入れたのは、移住者の子どもに対して英語の支援を行う教育と、オーストラリアの教育を受けるすべての子どもを対象にした多文

化教育である。

(お)、オーストラリアは、一九八〇年代後半からは、外交上あるいは経済上の実利を目的として、英語以外の言語の教育に力をいれ、外国語教育の必修化を中等教育から初等教育へ広げた(注7)。日本語は、日本からの観光客が多いことなどから重要視され、学習が奨励されたために九〇年代には日本語教育ブームが起こった。自国の教育カリキュラムの中で公用語以外の言語を必修とする国はほとんどなく、それを必修とするオーストラリアは外国語教育に力を入れている珍しい国といえる。日本語は、中国語、ヒンディー語、インドネシア語、韓国語と共に学ぶことが推奨されており、アジアの文化やアジアの言語をよく知る人材を育成することを目指している。オーストラリアの学齢期の子どもの多くが他の言語や文化を学ぶ機会があることは、二つの点で重要である。オーストラリア人にとって、英語以外の言語を学ぶことは、言語を通して他の文化を学ぶことにもなる。子どもの時期に外国語に接することで他者に対する客観的な態度や他の文化を尊重する心が育つと考えられる。一方、ニューカマーの子どもたちにとって、自分のルーツとかかわる言語や文化を学ぶ機会があることはアイデンティティ確立のためにも重要である。

通常、移民の子どもは、英語が公用語の国に移住すると母語離れが急速に進み、英語しか話せなくなっていく。移民第一世代の親たちは生涯、英語が(5)流暢になることは少ないため、家庭では親の言語が使われることが多い。しかし、子どもたちは学校やコミュニティでは英語を使うため、徐々に家庭言語である母語の能力が弱くなり喪失してしまうこともある。母語を失うことは親との共通の言語を失うことにもつながりかねない。また、認知的な発達にも影響があることがわかっている。さらに、母語を失うことで自分の所属する民族グループに対して愛着を持つことが難しくなる可能性があるが、その場合アイデンティティが揺れ、自己肯定観や自尊心を育てることが難しくなる。移民二世までが社会で成功するには不利なことが様々あるのも事実で、いかにして次世代を社会の一員として育てていくかは国の将来にも大きな影響がある。

移民の子弟とオーストラリア人両方の教育に力を入れてきたオーストラリアの多文化主義政策は、今のところ成功していると言えるだろう。さて、

(B) 日本はこれからのように外国人と共生していくのであろうか。外国人との共生はすでに始まっている。いまだに単一民族国家という国家像

を捨てきれない日本で、将来のビジョンを描くことは難しいかもしれないが、現実に向きあい、他国から学ぶことが求められているのではないだろうか。

注1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成二十四年一月)」(<http://www.jpss.go.jp> 二〇一九年十月三日参照)。

注2 若松絵里、「改正入管法 新在留資格『特定技能』のポイントと実務」(<http://www.eriv-office.com> 二〇二〇年一月十日参照)。

注3 文化庁「日本語教育の推進に関する法律の施行について(通知)」(<http://www.bunka.go.jp> 二〇二〇年一月十日参照)。

注4 西日本新聞社編『新移民時代―外国人労働者とともに生きる社会へ』(二〇一七) 明石書店。

注5 朝日新聞デジタル「外国人労働者『人』として受け入れよう」(二〇一八年十月二十九日版社説) (<http://www.asahi.com> 二〇二〇年一月十日参照)。

注6 日本語教育推進法に関する国際フォーラム『E-かながわ』『子ども』の視点から考える『日本語教育の推進に関する国の基本方針』への十の提言(二〇一九) 東海大学。

注7 国際交流基金「オーストラリア二〇一四年度 にほんこ教育 国・地域情報」(<http://www.jpf.go.jp> 二〇一九年十月三日参照)。

問一 傍線部(1)から(5)の読みをひらがなで書きなさい。(配点各一点)

問二 傍線部(ア)から(オ)を漢字に直しなさい。(配点各一点)

問三 (あ)から(お)に入る語として適切なものを次の中から選び、その記号を記しなさい。なお、同じ語が二度用いられることはないものとする。(配点各一点)

- A. 一方
- B. ところで
- C. まず
- D. それでは
- E. さらに

問四

次の選択肢のうち、グローバリゼーションによって促進されないと筆者が考えている事柄を、次の中から一つ選び、その記号を記しなさい。

(配点五点)

- A. 日本語教育の推進
- B. 外国人労働者の増加
- C. 人口減少や少子高齢化
- D. 海外移住や海外旅行

問五

傍線部① 日本政府は移民政策に対して非常に慎重な姿勢をとり、「移民」という言葉の使用を避け、彼らに対しても「定住外国人」という

言葉を使用してきたことについて、筆者が特に批判的な意見を抱いている事柄を、次の中から一つ選び、その記号を記しなさい。(配点五点)

- A. 日本政府が定住者を移民と認めず、現実と乖離した政策をとりつづけること。

- B. 国際的な尺度に従わず、日本独自の名称を使用していること。
- C. 日本で生まれた外国につながる子ども達に日本国籍を与えないこと。
- D. 日本語教育推進法を入管法の改正にあわせて施行したこと。

問六 (a) に入る言葉として適切なものを、次の中から一つ選び、その記号を記しなさい。(配点五点)

- A. 試練
- B. 困難
- C. 危険
- D. 可能性

問七 傍線部 (A) 我々は労働力を呼んだ。だがやってきたのは人間だったとは、どういう意味か、本文の内容をふまえて、六〇～七〇字でまとめなさい。(配点五点)

問八 傍線部 (B) 日本はこれからどのような外国人と共生していくのであろうかについて、まず、(1) ドイツの移民政策の変遷について、六〇～七〇字で説明しなさい。次に(2) オーストラリアとドイツの移民政策の違いについて、六〇～七〇字で説明しなさい。最後に、(3) 外国人労働者受け入れに対するあなたの考えを多文化共生の観点から、六〇～七〇字で述べなさい。(配点十五点)